

平成26年度税制改正に関する指定都市市長会緊急要請

地方が自立的に事務及び事業を執行するためには、財源の安定的確保が必要不可欠であるが、地方が極めて厳しい財政状況にあることから、以下の点について十分配慮するよう、強く要請する。

1 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

10月に発表された与党税制改正大綱では、償却資産に対する固定資産税の税制措置については、幅広い観点から引き続き検討することとされている。

しかしながら、償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村の行政サービスを享受していることに着目して課税されるものであり、市町村が安定的な行政サービスを提供する上で、貴重な財源となっている。

特に、償却資産のうち「機械及び装置」に係る固定資産税の税収は、市町村全体で約5,600億円となっており、仮に新規取得分に限り非課税措置などを講じた場合においても、安定的な行政サービスの提供に多大な支障が生じかねない。

したがって、償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策などの観点からの見直しを行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

2 法人住民税法人税割の一部国税化への反対

11月に総務省地方財政審議会の「地方法人課税のあり方等に関する検討会」が取りまとめた報告書を踏まえ、税源の偏在是正を行うべく法人住民税法人税割を一部国税化し、地方交付税として再配分する制度の創設が検討されようとしている。

しかしながら、法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスの提供を受けていることに対する応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。

地方公共団体間の財政力格差の是正は、国・地方間の税源配分を是正し、地方税財源を拡充していく中で行われるべきであって、法人住民税法人税割を地方間の税収の水平調整のために一部国税化し、地方交付税として再配分することは、受益と負担の関係に反し、また真の分権型社会の実現の趣旨にも反するものであり、到底容認できるものではない。

なお、国の施策として法人実効税率の引下げ措置を講ずる場合には、地方にとって減収となることがないように、地方交付税による財政調整ではなく、国の責任において確実に代替税財源を確保すること。

3 自動車取得税及び自動車重量税の見直しに伴う市町村税財源の確保

自動車取得税及び自動車重量税の見直しについては、税制抜本改革法において、「国及び地方を通じた関連税制の在り方を見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う」と明記されたことを踏まえ、行われるべきものである。

自動車取得税及び自動車重量税は、市町村全体では約4,000億円が交付・譲与されており、市町村にとって貴重な安定財源となっていることから、その見直しに当たっては市町村に対する確実な代替税財源を確保すること。

4 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

スポーツ振興の観点等から、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望がなされている。

しかしながら、ゴルフ場利用税は、地方公共団体の様々な行政サービスを享受しているゴルフ場の利用者に対し、その利用行為に担税力を認めて課税するものであり、その税収の7割はゴルフ場所在市町村に交付され、市町村にとって貴重な財源となっている。

これらのことから、ゴルフ場利用税については、現行制度を堅持すること。

5 地球温暖化対策に係る税財源の確保・充実

平成25年度税制改正大綱において、税制抜本改革法に基づき、「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について早急に総合的な検討を行う」とこととされたが、その具体的内容はいまだ明らかにされていない。

については、地方公共団体が地球温暖化対策に果たす役割と責任などを踏まえ、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるための市町村の税財源を確保・充実する制度を早急に創設すること。

平成25年11月21日
指定都市市長会